

# ○ 西いぶり広域連合個人情報保護条例

平成19年9月3日  
条例第3号

## 目次

- 第1章 総則（第1条－第3条の2）
- 第2章 実施機関における個人情報の取扱い（第4条－第10条）
- 第3章 保有個人情報の開示、訂正及び利用停止
  - 第1節 開示（第11条－第20条）
  - 第2節 訂正（第21条－第25条）
  - 第3節 利用停止（第26条－第30条）
  - 第4節 審査請求（第31条・第32条）
- 第4章 雑則（第33条－第38条）
- 第5章 罰則（第39条－第43条）

## 附則

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この条例は、個人情報が個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることにかんがみ、実施機関の個人情報に関する適正な取扱いを確保するための基本的事項等を定めることにより、公正な広域行政の推進を図り、もって個人の権利利益を保護することを目的とする。

#### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含む。）をいう。
- （2） 保有個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているもの（公文書（西いぶり広域連合情報公開条例（平成19年条例第4号）第2条第2号に規定する公文書をいう。以下同じ。）に記録されているものに限る。）をいう。
- （3） 実施機関 広域連合長、議会、選挙管理委員会、公平委員会及び監

査委員をいう。

- 2 この条例において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、個人情報が個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることを認識するとともに、この条例の目的を達成するため、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を講じなければならない。

(関係市町の個人情報)

第3条の2 共同電算センターで取り扱う西いぶり広域連合（以下「広域連合」という。）の関係市町の業務に係る個人情報（以下「関係市町個人情報」という。）については、この条例は適用しないものとし、その取扱いについては、それぞれ当該関係市町の個人情報の保護に関する条例等に定めるところによる。

- 2 前項の規定に関わらず、第1条から第3条までの規定、第7条から第10条までの規定及び第39条から第42条までの規定は、関係市町個人情報について適用する。この場合において、関係市町の個人情報の保護に関する条例等の規定と、この条例の規定において、異なる取扱いが定められている場合には、関係市町の個人情報の保護に関する条例等の規定の適用に支障のない範囲において、この条例の規定を適用する。

## 第2章 実施機関における個人情報の取扱い

(取得の制限等)

第4条 実施機関は、個人情報を取得するときは、あらかじめ個人情報の利用目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により取得しなければならない。

- 2 実施機関は、取得した個人情報の利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(利用目的の明示)

第5条 実施機関は、本人から直接書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録（第20条及び第41条において「電磁的記録」という。）を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

- (1) 人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

- (2) 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。
- (3) 利用目的を本人に明示することにより、実施機関又は国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。  
(利用及び提供の制限)

第6条 実施機関は、個人情報の利用目的の範囲を超えて、保有個人情報を当該実施機関内において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令又は他の条例（以下「法令等」という。）に定めがあるとき。
  - (2) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
  - (3) 出版、報道等により公にされているとき。（本人の意思に反して公にされていると認められるときを除く。）
  - (4) 人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
  - (5) 専ら統計の作成又は学術研究の目的のために利用し、又は提供する場合において、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。
  - (6) 実施機関が当該実施機関の所管する事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合において、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。
  - (7) 他の実施機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、その所管する事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。
  - (8) 前各号に掲げるもののほか、公益上特に必要がある場合であつて、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。
- 2 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令等の規定の適用を妨げるものではない。
- 3 実施機関は、第1項ただし書の規定により保有個人情報を当該実施機関内

において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供するときは、本人及び第三者の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。

- 4 実施機関は、第1項ただし書の規定により保有個人情報を実施機関以外のものに提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報の利用目的若しくは使用方法の制限その他の必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適正な管理について必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(保有特定個人情報の特例)

第6条の2 前条の規定にかかわらず、実施機関は、個人情報の利用目的の範囲を超えて、保有特定個人情報（特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。）に係る保有個人情報をいう。以下同じ。）を当該実施機関内において利用してはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を当該実施機関内において利用することができる。ただし、保有特定個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りではない。

- 3 実施機関は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有特定個人情報の利用目的以外の目的のための当該実施機関の内部における利用を特定の部局又は組織に限るものとする。

- 4 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。

(適正管理)

第7条 実施機関は、利用目的を達成するために必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

- 2 実施機関は、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他保有個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- 3 実施機関は、保有する必要がなくなった保有個人情報については、確実かつ速やかに消去し、又は廃棄しなければならない。ただし、歴史的資料として保存する必要があるものについては、この限りでない。

(職員の義務)

第8条 実施機関の職員又は職員であった者は、職務上知り得た個人情報をみ

だりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(委託に伴う措置)

第9条 実施機関は、個人情報を取り扱う業務を委託するときは、当該委託の契約において、個人情報の保護に関して当該個人情報を取り扱う業務の委託を受けた者（以下「受託者」という。）が講ずべき措置を明らかにしなければならない。

(受託者等の義務)

第10条 第7条の規定は、受託者が受託業務を行う場合について準用する。

2 第8条の規定は、受託者若しくは受託者であったもの又は受託者が行う受託業務に従事している者若しくは従事していた者について準用する。

### 第3章 保有個人情報の開示、訂正及び利用停止

#### 第1節 開示

(開示請求権)

第11条 何人も、実施機関に対し、その保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は自ら前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）を行うことが困難と認められるやむを得ない理由がある者から開示請求についての委任を受けた者（実施機関が別に定める者に限る。）は、本人に代わって開示請求をすることができる。

(開示請求の手続)

第12条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面を実施機関に提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所又は居所

(2) 開示請求に係る保有個人情報が記録されている公文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するために必要な事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 開示請求をする者は、実施機関に対して、開示請求に係る保有個人情報の本人（前条第2項の規定による開示請求にあつては、開示請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人又は委任を受けた者）であることを証明するために必要な書類で実施機関が定めるものを提示し、又は提出しなければならない。

3 実施機関は、開示請求をする者に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が記録されている公文書の名称及び当該開示請求に係る保有個人情報の特定に必要な情報を提供するよう努めなければならない。

(保有個人情報の開示義務)

第13条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情

報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

（１） 開示請求者（第 11 条第 2 項の規定により未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は開示請求についての委任を受けた者が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第 3 号、次条第 2 項並びに第 19 条第 1 項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

（２） 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 2 条第 1 項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 2 項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 2 条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

（３） 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、開示しないと条件で任意に提供された

ものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

- (4) 開示をすることにより、人の生命、健康、生活又は財産の保護、犯罪の予防又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると認められる情報
- (5) 広域連合の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に住民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (6) 広域連合の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
  - ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
  - イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、広域連合又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
  - ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
  - エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
  - オ 広域連合、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ
- (7) 法令等の規定により、明らかに開示することができないとされている情報

(部分開示)

第14条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第2号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

（裁量的開示）

第15条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報（第13条第7号に該当する情報を除く。）が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

（保有個人情報の存否に関する情報）

第16条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

（開示請求に対する措置）

第17条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示すると決定したときは、その旨、開示する保有個人情報の利用目的その他必要な事項を開示請求者に対し、書面により通知しなければならない。ただし、第5条第2号又は第3号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。

2 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないことと決定したとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、その旨を開示請求者に対し、書面により通知しなければならない。

（開示決定等の期限）

第18条 前条各項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があった日の翌日から起算して14日（当該開示請求が形式上の要件に適合しない場合において、当該開示請求に対し補正を求めたときは、当該補正に要した期間を除く。）以内にしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間をその満了する日の翌日から起算して30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通

知しなければならない。

- 3 実施機関が第1項に規定する期間の満了する日の翌日から起算して30日を経過した後においても同項の決定を行わないときは、開示請求者は、当該開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しない旨の決定があったものとみなすことができる。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第19条 開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者(以下「第三者」という。)に関する情報が含まれているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容その他必要な事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

- 2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定(第17条第1項の決定をいう。以下同じ。)に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他必要な事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

- (1) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該情報が第13条第2号イ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

- (2) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第15条の規定により開示しようとするとき。

- 3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書(以下「反対意見書」という。)を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該反対意見書を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第20条 保有個人情報の開示は、次の各号に掲げる保有個人情報の区分に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。

- (1) 文書又は図画に記録されている保有個人情報 当該文書又は図画の閲覧又は写しの交付

- (2) 電磁的記録のうち録画テープ、録音テープその他これらに類するもの(以下「録画テープ等」という。)に記録されている保有個人情報 当該録画テープ等の視聴

(3) 電磁的記録のうち前号に掲げるもの以外に記録されている保有個人情報

ア 電磁的記録に係る記録媒体の保有個人情報に係るデータを印刷機により出力した物の閲覧又は写しの交付

イ アの方法により難いときは実施機関が定める方法

2 実施機関は、文書又は図画に記録されている保有個人情報を開示することにより、当該文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより開示することができる。

## 第2節 訂正

### (訂正請求権)

第21条 何人も、開示を受けた自己を本人とする保有個人情報（他の法令等により開示を受けた保有個人情報で、当該法令等に当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）の手續が定められていないものを含む。）の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、開示を受けた日の翌日から起算して90日以内に、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正を請求することができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は自ら前項の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」という。）を行うことが困難と認められるやむを得ない理由がある者から訂正請求についての委任を受けた者（実施機関が別に定める者に限る。）は、本人に代わって訂正請求をすることができる。

### (訂正請求の手續)

第22条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面を実施機関に提出してしなければならない。

(1) 氏名及び住所又は居所

(2) 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日

(3) 訂正請求の内容

(4) 訂正請求の理由

(5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 訂正請求をする者は、実施機関に対して、訂正請求に係る保有個人情報の本人（前条第2項の規定による訂正請求にあつては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人又は委任を受けた者）であることを証明するために必要な書類で実施機関が定めるものを提示し、又は提出しなければならない。

3 訂正請求をする者は、実施機関に対して、訂正請求の内容が事実と合致することを証明する書類等を提出し、又は提示するよう努めなければならない。

(保有個人情報の訂正義務)

第23条 実施機関は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

2 実施機関は、前項の規定により保有個人情報の訂正を実施した場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

(訂正請求に対する措置)

第24条 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報を訂正すると決定したときは、その旨を訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報を訂正しないことと決定したときは、その旨を訂正請求者に対し、書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限)

第25条 前条各項の決定（以下「訂正決定等」という。）は、訂正請求があった日の翌日から起算して30日（当該訂正請求が形式上の要件に適合しない場合において、当該訂正請求に対し補正を求めたときは、当該補正に要した期間を除く。）以内にしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間をその満了する日の翌日から起算して30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

3 実施機関が第1項に規定する期間の満了する日の翌日から起算して30日を経過した後においても同項の決定を行わないときは、訂正請求者は、当該訂正請求に係る保有個人情報を訂正しない旨の決定があったものとみなすことができる。

第3節 利用停止

(利用停止請求権)

第26条 何人も、開示を受けた自己を本人とする保有個人情報（他の法令等により開示を受けた保有個人情報で、当該法令等に当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）の手續が定められていないものを含む。）が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、開示を受けた日の翌日から起算して90日以内に、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定めるところにより、当該保有個人情報の利用停止を請求することができる。

(1) 当該保有個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、若しくは第4条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第6条若しくは第6条の2第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第6条又は第6条の2第4項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は自ら前項の規定による利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）を行うことが困難と認められるやむを得ない理由がある者から利用停止請求についての委任を受けた者（実施機関が別に定める者に限る。）は、本人に代わって利用停止請求をすることができる。

（利用停止請求の手続）

第27条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面を実施機関に提出してしなければならない。

- (1) 氏名及び住所又は居所
- (2) 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日
- (3) 利用停止請求の内容
- (4) 利用停止請求の理由
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 利用停止請求をする者は、実施機関に対して、利用停止請求に係る保有個人情報の本人（前条第2項の規定による利用停止請求にあつては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人又は委任を受けた者）であること証明するために必要な書類で実施機関が定めるものを提示し、又は提出しなければならない。

（保有個人情報の利用停止義務）

第28条 実施機関は、利用停止請求があつた場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(利用停止請求に対する措置)

第29条 実施機関は、利用停止請求に係る保有個人情報を利用停止すると決定したときは、その旨を利用停止請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）に対し、書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、利用停止請求に係る保有個人情報を利用停止しないことと決定したときは、その旨を利用停止請求者に対し、書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限)

第30条 前条各項の決定（以下「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求があった日の翌日から起算して30日（当該利用停止請求が形式上の要件に適合しない場合において、当該利用停止請求に対し補正を求めたときは、当該補正に要した期間を除く。）以内にしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間をその満了する日の翌日から起算して30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

3 実施機関が第1項に規定する期間の満了する日の翌日から起算して30日を経過した後においても同項の決定を行わないときは、利用停止請求者は、当該利用停止請求に係る保有個人情報を利用停止しない旨の決定があったものとみなすことができる。

#### 第4節 審査請求

(審査請求の裁決)

第31条 実施機関は、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等について行政不服審査法（平成26年法律第68号）による審査請求があったときは、当該審査請求の提出があった日の翌日から起算して90日以内に当該審査請求に対する裁決を行うよう努めなければならない。

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

第32条 第19条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る保有個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

#### 第4章 雑則

(苦情の申出の処理)

第33条 広域連合長は、実施機関における個人情報の取扱いに関して苦情の申出があったときは、迅速かつ適切に処理するよう努めなければならない。

(指定管理者の指定に伴う措置等)

第34条 実施機関は、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に公の施設（同法第244条第1項に規定する公の施設をいう。以下同じ。）の管理を行わせるときは、当該公の施設を管理するに当たって取り扱われる個人情報の保護に関して当該指定管理者が講ずべき措置を明らかにしなければならない。

- 2 指定管理者は、公の施設を管理するに当たり個人情報を取り扱うときは、当該個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 3 指定管理者若しくは指定管理者であったもの又は指定管理者が行う公の施設の管理業務に従事している者若しくは従事していた者は、当該管理業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(他の制度との調整)

第35条 他の法令等（西いぶり広域連合情報公開条例を除く。）の規定に基づき、自己に関する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止を求めることができるときは、当該他の法令等の定めるところによる。

- 2 この条例の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。
  - (1) 統計法（平成19年法律第53号）その他法令等の規定に基づく統計調査等によって集められた個人情報
  - (2) 閲覧に供し、又は貸し出すことを目的として管理されている図書、資料等に記録されている個人情報

(費用の負担)

第36条 この条例の規定に基づく請求に係る手数料は、無料とする。

- 2 第20条の規定により写しの交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、実施機関は、経済的困難その他特別の理由があると認められるときは、保有特定個人情報の写しの交付に必要な費用を減額し、又は免除することができる。

(広域連合長の調整)

第37条 広域連合長は、必要があると認めるときは、他の実施機関に対し、個人情報の保護に関し報告を求め、又は意見をすることができる。

(委任)

第38条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

#### 第5章 罰則

第39条 実施機関の職員若しくは職員であった者、第10条の受託業務に従事している者若しくは従事していた者又は指定管理者が行う管理業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイル（保有個人情報（指定管理者が行う管理業務に従事している者又は従事していた者にあつては当該管理業務上作成し、又は取得した個人情報。以下この条において同じ。）を含む情報の集合体であつて、一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいい、その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第40条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報（指定管理者が行う管理業務に従事している者又は従事していた者にあつては当該管理業務に関して知り得た個人情報）を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第41条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第42条 前3条の規定は、区域外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第43条 偽りその他不正な手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から統計法の施行の日の前日までの間における第35条第2項第1号の規定の適用にあつては、同号中「統計法（平成19年法律第53号）」とあるのは「統計法（昭和22年法律第18号）」とする。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。